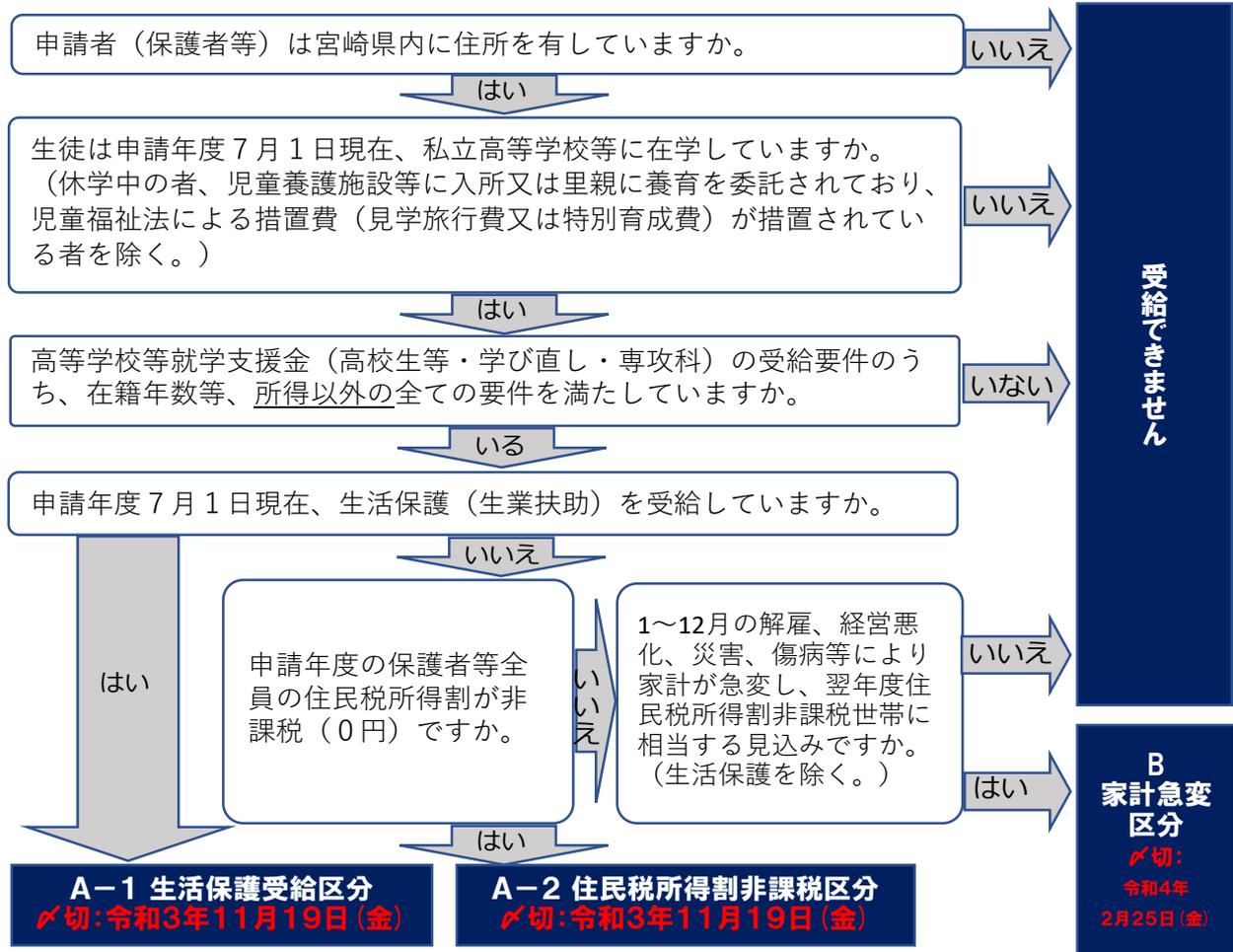


宮崎県私立高等学校等奨学給付金

高校生等のみなさんが安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担軽減のため、「奨学給付金（奨学のための給付金）」を給付します。（返済不要）

受給要件と申請区分（定期給付）



※住民税の額は、毎年5月末頃勤務先から配布される通知書や市町村で発行する所得課税証明書で確認できます。

新入生の方はこちらも御覧ください（一部早期給付）

新入学時の負担軽減のため、希望する方に4分の1の額を先行給付します。なお、一部早期給付を受けた方が上の定期給付を受けるためには別に申請が必要です。その際の額は、年間の基準額から一部早期給付の額を差し引いた額（基準額の4分の3）となります。

定期給付の要件を満たす方は、一部早期給付の申請を行わずに定期給付1回の申請で全額を受給することもできます。（定期給付と一部早期給付では判定の基準年が違いますのでご注意ください。）

